

県警察本部の内部組織に関する条例

昭和二十九年六月三十日

宮城県条例第三十一号

県警察本部の内部組織に関する条例をここに公布する。

県警察本部の内部組織に関する条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第四十七条第四項の規定に基づき、県警察本部の内部組織を定めることを目的とする。

(内部部局)

第二条 県警察本部に次の七部を置く。

総務部

警務部

生活安全部

地域部

刑事部

交通部

警備部

(総務部の所掌事務)

第三条 総務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公安委員会の庶務に関すること。

- 二 機密に関すること。
 - 三 公印の管守に関すること。
 - 四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
 - 五 事務能率の増進に関すること。
 - 六 警察統計（犯罪統計を除く。）に関すること。
 - 七 広報に関すること。
 - 八 情報の公開に関すること。
 - 九 個人情報の保護に関すること。
 - 十 留置施設に関すること。
 - 十一 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。
 - 十二 予算、決算及び会計に関すること。
 - 十三 財産及び物品の管理及び処分に関すること。
 - 十四 会計の監査に関すること。
 - 十五 警察装備に関すること。
- （警務部の所掌事務）
- 第四条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 人事、定員及び給与に関すること。
 - 二 監察に関すること。
 - 三 警察教養に関すること。
 - 四 福利厚生に関すること。

五 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事。

六 犯罪被害者等給付金に関する事。

七 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第三条第一項に規定する給付金に関する事。

八 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事。

九 前各号に掲げるもののほか、他の部の所掌に属しない事。

（生活安全部の所掌事務）

第五条 生活安全部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関する事。

二 犯罪の予防に関する事。

三 少年非行の防止に関する事。

四 保安警察に関する事。

（地域部の所掌事務）

第六条 地域部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地域警察に関する事。

二 前号に掲げるもののほか、警らに関する事。

（刑事部の所掌事務）

第七条 刑事部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 刑事警察に関する事。

- 二 犯罪鑑識に関すること。
- 三 犯罪統計に関すること。
- 四 暴力団対策に関すること。
- 五 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
- 六 組織犯罪の取締りに関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。
- 七 犯罪による収益の移転防止に関すること。
- 八 国際捜査共助に関すること。

（交通部の所掌事務）

第八条 交通部においては、交通警察に関する事務をつかさどる。

（警備部の所掌事務）

第九条 警備部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 警備警察に関すること。
- 二 警衛に関すること。
- 三 警護に関すること。
- 四 警備実施に関すること。
- 五 災害警備に関すること。
- 六 機動隊に関すること。
- 七 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。

（公安委員会規則への委任）

第十条 この条例に定めるもののほか、警察本部の内部組織に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和三十九年三月二十六日条例第四十四号）

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十九年十二月二十五日条例第六十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十年七月十六日条例第二十九号）

この条例は、昭和五十年八月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年三月二十四日条例第四号）

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年十月十五日条例第二十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十五年十二月二十四日条例第二十八号）

この条例は、昭和五十六年一月一日から施行する。

附 則（平成三年十二月二十日条例第三十四号）

この条例は、平成四年一月一日から施行する。

附 則（平成四年三月二十三日条例第一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年六月二十九日条例第二十四号）

この条例は、平成四年七月一日から施行する。

附 則（平成六年十月十三日条例第三十二号）

この条例は、平成六年十一月一日から施行する。

附 則（平成十三年七月十日条例第三十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年三月二十三日条例第六号）

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十五日条例第十六号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十三日条例第五号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十日条例第六号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

2 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十二年宮城県条例第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成十九年七月十一日条例第五十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年十二月十七日条例第六十八号）

この条例は、公布の日又は平成二十年十二月十八日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成二十一年七月十四日条例第四十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十七日条例第八号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年十月二十一日条例第五十六号）

この条例は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）の施行の日（平成二十八年十一月三十日）から施行する。